

社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会 技術部会 分野横断的技術政策ワーキンググループ° 設置趣旨

<背景>

我が国は、少子高齢化が一層進む中、カーボンニュートラル等の実現に向けた動き、デジタル化やデータ活用の急速な進展等の世界全体の急速かつ大きな変化にスピード感をもって果敢に対応していくため、経済社会構造の転換と包摂的な社会の構築が求められている。

国土交通省として、これらの課題に取り組んでいくために、令和 4 年に策定された第 5 期国土交通省技術基本計画では、戦略的・重点的に取り組むべき具体的な技術研究開発とともに、技術政策を推進するための横断的な仕組みが示されているところ。

<設置趣旨>

このような背景の下、技術基本計画のフォローアップの一環として、国土交通省が実施すべき施策等について議論し、今後の国土交通技術行政における技術の開発・利活用の方向性を提示することが必要であることから、社会資本整備審議会・交通政策審議会技術部会の下に「分野横断的技術政策ワーキンググループ」を設置することとする。

社整審・交政審技術部会第 1 回分野横断的技術政策 WG

(令和 6 年 6 月 14 日)

社会資本整備審議会技術部会長

交通政策審議会技術分科会長

分野横断的技術政策ワーキンググループ 運営規約

○分野横断的技術政策ワーキンググループの座長及び議事について

社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会に分野横断的技術政策ワーキンググループを設置する。

1. 座長

- (1) ワーキンググループに座長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) ワーキンググループは、座長が招集する。
- (3) 座長に事故があるときは、ワーキンググループに属する委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (4) 座長は、議長としてワーキンググループの議事を整理する。
- (5) ワーキンググループの開催については、定足数は設けない。
- (6) 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、ワーキンググループの出席及び説明を求めることが出来る。

2. 議事録

ワーキンググループの議事については、議事録を作成するものとする。

3. 議事の公開

- (1) 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- (2) 前項ただし書の場合においては、議事要旨を公開するものとする。
- (3) 前 2 項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(参考) 社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会 運営規則 (抜粋)

(ワーキンググループの設置)

第 8 条 技術部会長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループを設置し特定の課題に係る議論をさせ
たうえて、意見を聴取することが出来る。

(ワーキンググループの委員)

第 9 条 ワーキンググループに属する委員は、議題に応じて、技術部会長が指名する。

(委員以外の者の招聘)

第 10 条 技術部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、ワーキンググループの出席及び
説明を求めることが出来る。

(雑則)

第 11 条 (略)

- 2 この規則に定めるもののほか、ワーキンググループの議事の手続その他運営に関し必要な事項は、技術部
会長が定める。

